令和７年度　神奈川県立横浜国際高等学校
不祥事ゼロプログラム

1　趣旨

神奈川県立横浜国際高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり、不祥事ゼロプログラムを策定する。

2　プログラムの実施責任者及び実施主体

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とする。副校長、教頭、事務長及び総括教諭は、校長を補佐する。

職員一人ひとりがプログラムの実施主体となり、年間を通じて継続的に実施・検証を行う。

3　会議及び研修会

不祥事ゼロプログラムの策定及び不祥事防止に係る企画・運営は、企画会議の構成者による不祥事防止会議で行う。職員に対する啓発並びに研究協議、体験研修などは教職員が参加する不祥事防止研修会で行う。

不祥事防止会議及び不祥事防止研修会は毎月開催する。

4　目標及びプログラム行動計画

（１）法令遵守意識の向上

ア　目標

法令遵守を徹底し、公務員としての行動規範を確立することで、公務外非行を防止する。また、教育の専門家としての自覚・意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立する。

イ　行動計画

○職員啓発資料や職員行動指針等を活用し、公務員としての自覚とモラルの向上を徹底する。

○臨時的任用職員や会計年度任用職員についても、リーフレットの活用や面談等を通して不祥事の未然防止に向けた取組を行う。

○経験の浅い教職員については、同僚性の意識をもって、組織的な支援を行う。

（２）セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、わいせつ行為等の防止

ア　目標

生徒の人権を尊重し、セクハラやわいせつ行為等の防止を図るとともに、職場内におけるパワハラを未然に防止する。

イ　行動計画

○教科準備室等の適切な利用を徹底し、セクハラやわいせつの行為が起こらない環境整備を進める。

○事例資料を基に、不祥事防止研修会を実施し、セクハラやわいせつの行為及びそのきっかけとなる生徒とのＳＮＳ利用を未然に防止する。

○日ごろから職員間の良好な人間関係の構築に努め、気になることがあれば、互いに声をかけあう体制づくりを進める。

（３）教職員を組織的にサポートする体制づくり

ア　目標

同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実を図る。

イ　行動計画

○教職員が業務上の課題やストレス等を抱え込まないよう、総括教諭や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。

（４）入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成と取扱いに係る事故防止

ア　目標

点検体制を整え、職員が一つひとつの業務を確実に行い、適切な処理をして引き続きミスのない書類作成を行う。

イ　行動計画

○余裕を持った点検計画を整え、職員が業務に集中できるように工夫する。

○校内研修で事例についてグループ討議を行い、点検の際の見落としを防ぐ手立てを考え、事故防止に対する意識を高める。

（５）個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の徹底

ア　目標

引き続き生徒の個人情報の管理及び情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報の流出を未然に防止する。

イ　行動計画

○部活動の連絡等で個人情報を収集する場合は、本人及び保護者の承諾を文書で取るとともに、できるだけ少人数の情報に絞る。

○貸与パソコン、校内ＵＳＢの貸し出しは必要な期間に限定し、所有数の確認を月末毎に行うとともに、ユーザー設定と活用法に関して周知徹底を行う。

○「すく～るねっと」を活用した個人情報の管理を徹底する。

○教務手帳は教務手帳ロッカーに保管し、その管理を適切に行っていく。

○ガイダンスグループを中心に、調査書等の発行に関する個人情報の適切な扱いについて職員に周知徹底する。

○個人情報と情報セキュリティのためのＩＣＴの扱いについて校内研修会を実施し、職員の意識を高める。

（６）交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア　目標

酒酔い・酒気帯び運転禁止の徹底、交通法規の遵守による交通事故の防止を目指す。

イ　行動計画

○交通法規を遵守し、安全運転を心がけて、事故の発生を未然に防止する。

○不祥事防止会議で酒酔い・酒気帯び運転は絶対に行わないように職員の意識を啓発する。

（７）業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア　目標

教科及びグループ業務の情報共有、協力体制を推進する。

イ　行動計画

〇共有フォルダを活用して教科における教材の共有化を進める。

〇グループ業務を複数体制で協力して行い、相互にチェックできる体制を整える。

（８）会計事務等の適正な執行

ア　目標

私費会計に関する事故を未然に防止する。

イ　行動計画

〇私費会計担当者に対して、県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。

〇私費会計の中間監査の結果を基に、教職員全員を対象にした不祥事防止会議を実施する。研修では、資料の検討・討議を行う。

（９）体罰・不適切指導の防止

ア　目標

体罰、不適切指導を未然に防止する。

イ　行動計画

〇生徒に対して人権に配慮した適切な指導を行うと同時に体罰・不適切指導の未然防止を徹底する。

5　プログラムの検証

（１）　不祥事防止会議による検証

ア　第１回検証

４に規定する行動計画について、10 月上旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、11 月中に補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

イ　第２回検証

４に規定する行動計画について、翌年２月上旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、２月中に補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

（２）不祥事防止研修会による検証

教職員が不祥事防止プログラムの実施に関わる中で、その達成度を含め各目標に対する自己評価を行い、次年度に向けた新たな課題の提案を行う。

6　実施結果の総括・報告

５の検証を踏まえ、実施状況を取りまとめてホームページに掲載するとともに県に報告する。